

負担限度額認定申請における個人番号(マイナンバー)の利用について

負担限度額認定申請書に個人番号を記入した場合は、以下の個人番号確認書類等の提出が必要です。
※個人番号がわからない場合は、記入しなくても構いません。

【 窓口で被保険者本人が申請する場合 】

被保険者本人の「個人番号確認書類」と「身元確認書類」が必要です。

① 個人番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等を1つ。

② 身元確認書類

個人番号カード、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート等の写真付きの書類を1つ。

(又は、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、
介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等の書類を2つ)

【 窓口で代理人が申請する場合 】

被保険者本人の「個人番号確認書類」の他、「代理人の身元確認書類」と「代理権の確認書類」が必要です。

○ 個人番号確認書類

被保険者本人の個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等を1つ。

○ 代理人の身元確認書類

代理人の個人番号カード、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート等の写真付きの書類を1つ。

(又は、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、
介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等の書類を2つ)

○ 代理権の確認書類(以下のいずれか。)

・法定代理人の場合は、戸籍謄本やその他その資格を証明する書類。

・任意代理人の場合は、個人番号取り扱いの旨の委任状。

・上記が困難な場合は、被保険者の介護保険被保険者証等、官公署等から本人に対し一に限り
発行・発給された書類その他の保険者が適当と認める書類。

※窓口申請の場合、確認書類は原本を確認し返却します。

※申請書に被保険者の配偶者の個人番号の記入がある場合も同様の確認書類が必要です。

【 郵送で申請する場合 】

上記①と②のコピーを同封してください。